

(仮称) 伊勢崎市環境まちづくり基本条例の制定について

I. 条例制定の背景

伊勢崎市環境基本条例は、平成18年4月1日の施行以来、本市の環境に関する理念条例として位置づけられています。

しかし、カーボンニュートラルやネイチャーポジティブなど環境に関する社会経済情勢は大きく変化し、また、地域資源を有効活用した環境・社会・経済の課題の同時解決など地域に求められる役割も大きく変化しました。また、公害苦情の割合が減少する一方、市民の価値観の多様化などから身近な生活環境に関する苦情割合が増加しています。

そういった背景の下、令和5年に本市は、「いせさきGX」を提唱し、「まちづくり」において、あらゆる活動で環境に配慮し、地球温暖化だけではなく、広く環境に視点を合わせた変革を進めているところです。

環境は、全ての者が同じ価値観の下で議論できる統一のテーマであり、市、市民及び事業者が一丸となって「環境まちづくり」を進めていく必要があります。

そのため、伊勢崎市環境基本条例を廃止し、新たに「環境まちづくり」の観点から、基本理念を見直し、新しい基本理念の下、伊勢崎市環境基本条例に定めていた環境基本計画、環境審議会、環境の日の事業など市の役割は継承しつつ、市民・事業者の責務を明確化し、連携・協力しながら全員で創り上げる「環境まちづくり」を目指せる新たな理念条例を定めるものです。

II. 条例（案）の骨子

1. 条例の構成

条例の構成は、次のとおりとします。

構成	内容
前文	条例制定の理念を宣言
第1章 総則	目的、定義、基本理念、市の責務、市民の責務、事業者の責務、環境の日の事業、財政上の措置、年次報告を規定
第2章 環境に関する基本的施策	
第1節 施策の策定等に係る指針	施策策定等に係る指針を規定
第2節 環境基本計画	市環境基本計画（策定義務、計画の内容、策定手続、公表、変更、施策との調整）について規定
第3節 環境まちづくりのための施策等	市が講ずる施策等（環境影響評価の推進、環境保全のための規制、経済的措置、公共施設の整備、グリーンインフラの推進、環境負荷の小さい都市づくり、資源の効率的な利用の促進、景観や歴史的文化的な環境の保全、環境教育の推進、市職員への環境教育、自発的な取組の推進、情報の提供、環境調査の実施、監視等の体制の整備、環境経営等の普及、市の率先行動、国際協力の連携）について規定
第3章 推進体制の整備	推進体制の整備について規定

2. 条例の内容

条例（案）は次の内容とします。

（1）前文

条例制定の趣旨や目的など条例制定の理念を宣言するものです。

本市の状況や社会経済情勢等を踏まえ、あらゆる活動で環境に配慮し、一人ひとりが自然と共生した環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現に向けて行動できるまちづくりを市民の総意として条例を制定することを宣言します。

- ・本市が生活の基盤となる自然環境や地理的条件に恵まれ、古来より栄えていたことを述べます。
- ・本市は現在、産業や農業が栄え、多文化共生都市として発展していることを述べます。

- ・ライフスタイルの多様化などを背景に、身近な生活環境への配慮を求める声が高まっていることを述べます。
- ・カーボンニュートラル（ネット・ゼロ）、サーキュラーエコノミー、ネイチャーポジティブなど地球規模の環境問題への対応が求められていることを述べます。
- ・全ての市民が安全で健康かつ快適な生活を営み、環境の恵みを受ける権利を有しており、これを将来にわたって守り、育み、引き継いでいかなければならないことを述べます。
- ・本市は、あらゆる活動で環境に配慮し、一人ひとりが自然と共生した環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現に向けて行動する日本一のまちづくりを目指し、全ての市民の総意として、条例を制定することを述べます。

（２）第１章 総則

①目的

条例の目的を規定する条項です。

- ・環境まちづくりについて、基本理念を定めます。
- ・市、市民、事業者の責務を明らかにし、施策の基本事項を定めて、これらの施策を総合的かつ計画的に推進するものとします。
- ・現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与し、人類の福祉に貢献することを目指します。

②定義

条例の中で使用している用語のうち、その意味するところを明確に定める必要があるものについて規定する条項です。

【環境まちづくり】 あらゆる活動で環境に配慮し、一人ひとりが自然と共生した環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現に向けて行動できるまちづくりをいいます。

【環境への負荷】 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいいます。

【地球環境保全】 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいいます。

【公害】 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいいます。

【生活環境の保全】 生活排水の適正な処理、生活騒音の抑制、樹木の適正管理、雑

草繁茂の抑制、動物の適正飼育、環境美化活動その他の生活環境の不良状態を防ぐ環境の保全をいいます。

【生物多様性の保全等】 生物多様性の維持、回復及び創造、並びに緑化の推進、自然環境の保全その他の生物多様性又は自然環境に寄与するものをいいます。

③基本理念

条例の目的を果たすための基本的な考え方として、3つの基本理念を定めます。

【良好な環境の永続】

良好な環境が現在だけでなく、将来にわたって永続するように行われることを基本理念とします。

【持続的発展が可能な自立・分散型社会の創造】

環境だけでなく経済及び社会も同時に向上させ、持続的発展が可能な自立・分散型社会を創造することを基本理念とします。

【いせさきGXの推進】

あらゆる環境問題を自分事として捉え、全ての市民とのパートナーシップの下、広く環境に視点を合わせた変革を推進することを基本理念とします。

④市の責務

環境まちづくりについて、市が基本理念にのっとり担うべき責務について規定する条項です。

- ・環境まちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有します。
- ・全ての施策の策定及び実施に当たっては、環境まちづくりのために必要な配慮する責務を有します。
- ・あらゆる環境問題の解決に努め、環境教育や協働を推進するよう努めます。

⑤市民の責務

環境まちづくりについて、市民が基本理念にのっとり担うべき責務について規定する条項です。

- ・地球環境保全に資するようなライフスタイルに努めます。
- ・4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）に努めます。
- ・環境に配慮された製品の選択や、製品を長期使用するよう努めます。
- ・生物多様性の保全等の推進に努めます。
- ・日常生活に伴う環境への負荷の低減や生活環境の保全に努めます。
- ・環境まちづくりに自ら努め、市が実施する環境に関する施策に協力するよう努めます。

- ・環境に関する理解を深め、環境活動に積極的に参加するよう努めます。

⑥事業者の責務

環境まちづくりについて、事業者が基本理念にのっとり担うべき責務について規定する条項です。

- ・地球環境保全を経営上の課題として位置づけ、再生可能エネルギーの活用や省エネルギー化に取り組むよう努めます。
- ・サーキュラーエコノミーの実現に取り組むように努めます。
- ・環境に配慮された製品を使用するとともに、製品を長期使用するよう努めます。
- ・生物多様性の保全等を経営上の課題として位置づけ、生物多様性の保全等に取り組むように努めます。
- ・公害の防止や環境への負荷の低減に努めます。
- ・環境まちづくりに自ら努め、市が実施する環境に関する施策に協力するよう努めます。
- ・社員の環境に関する知識技能を向上させ、環境に関する教育を実施するよう努めます。

⑦環境の日の事業

環境基本法で定められた環境の日（6月5日）に、趣旨にふさわしい事業を実施することについて定める条項です。

- ・市は、環境に関する知識の普及等を図るため、環境の日にふさわしい事業を実施しなければならないこととします。

⑧財政上の措置

環境まちづくりの施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずることについて定める条項です。

- ・市は、環境まちづくりに関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

⑨年次報告等

環境に関する年次報告等の公表等について定める条項です。

- ・市は、環境の状況等を明らかにした年次報告等を定期的に作成し、これを公表しなければならないものとします。

(3) 第2章第1節 施策の策定等に係る指針

環境まちづくりに関する施策の策定及び実施についての指針を定める条項です。

・基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行われなければならないものとします。

【脱炭素社会】

気候変動に適応する対策がなされるとともに、カーボンニュートラル（ネット・ゼロ）の実現を目指します。

【循環型社会】

必要な社会基盤を整備し、再資源化等を推進して循環型社会を形成します。

【生物多様性】

自然環境の保全や生物の多様性の確保を図ります。

【安心安全な生活環境】

人の健康が守られ、良好な生活環境が維持された安心安全な生活環境の確保を図ります。

【環境教育と自発的活動】

環境教育等を通して環境に責任を持つ人づくりがなされ、環境に関する自主的かつ積極的な活動が連携して行われること。

（４）第２章第２節 伊勢崎市環境基本計画

伊勢崎市環境基本計画の策定等について定める条項です。

【策定義務】

環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、伊勢崎市環境基本計画を策定しなければならないものとします。

【計画の内容】

伊勢崎市環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとします。

- ・環境に関する目標及び総合的な施策の方向
- ・環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

【策定手続】

伊勢崎市環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ伊勢崎市環境審議会の意見を聴かなければならないものとします。

【公表】

伊勢崎市環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとします。

【変更】

伊勢崎市環境基本計画の変更についても、策定に準じるものとします。

【施策との調整】

市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとします。

(5) 第2章第3節 環境まちづくりのための施策等

市が講ずる環境まちづくりのための施策について定める条項です。

【環境影響評価の推進】

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業に係る環境影響評価について、地域特性を踏まえた情報提供等に努めるとともに、環境影響評価の結果に基づいて事業者が行う環境保全について適正な配慮を推進するための必要な措置を講ずることとします。

【環境保全のための規制】

公害の原因となる行為や自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為などに関し、必要な規制の措置を講ずるものとします。

【経済的措置】

市民、民間団体及び事業者の環境に関する取組を進めるため、経済的助成などを行うように努めるものとします。

【公共施設の整備】

環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設や自然環境を利用できるような公共施設の整備などを推進するとともに、必要な措置を講じるものとします。

【グリーンインフラの推進】

自然環境が有する多様な機能を活用し、防災や減災、暑さ対策などの様々な社会課題の解決及び地域づくりをめざすよう努めるものとします。

【環境負荷の小さい都市づくり】

建築物の省エネルギー化、インフラを活用した再生可能エネルギーの導入、公共交通の利用促進など環境負荷の小さい都市づくりが推進されるよう必要な措置を講じるよう努めるものとします。

【資源の効率的な利用の促進】

市民、民間団体及び事業者の資源の有効活用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとします。

【景観や歴史的文化的な環境の保全】

地域の特性を生かした良好な景観や歴史的文化的な環境などの保全等を図るため、必要な措置を講ずるものとします。

【環境教育の推進】

市民、民間団体及び事業者の環境教育の推進が図れるよう必要な措置を講ずるものとします。また、特に若い世代への環境教育を積極的に行います。

【市職員への環境教育】

市職員に対し、必要な環境教育を実施するよう努めるものとします。

【自発的な取組の推進】

市民、民間団体及び事業者の自発的な環境活動が促進されるよう必要な措置を講

じるものとしします。

【情報の提供】

環境まちづくりに関する活動の促進に資するため、必要な情報を、適切かつ積極的に提供するよう努めるものとしします。

【環境調査の実施】

環境の状況の把握その他必要な調査の実施に努めるものとしします。

【監視等の体制の整備】

環境の状況を把握するため、監視、測定、検査等の体制を整備するものとしします。

【環境経営等の普及】

事業者が行う環境経営等について、その普及に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとしします。

【市の率先実行】

自ら事業者及び消費者としての立場に考慮し、市が率先して実行するものとしします。

【国際協力の連携】

国及び他の地方公共団体と連携し、地球環境保全に関する国際協力に努めるものとしします。

(6) 第3章 推進体制の整備

環境まちづくりを推進するための体制の整備について定める条項です。

- ・環境まちづくりに関する施策について、総合的に調整し、推進するための体制を整備するものとしします。
- ・環境まちづくりについて、広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとしします。